

八尾市個人番号の利用等に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、番号法において使用する用語の例による。	(定義) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。
第3条 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2第1項の表及び第2項の表の左欄に掲げる実施機関（法令の規定によりこれらの表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。）が行うこれらの表の中欄に掲げる事務並びに実施機関（法令の規定により番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。	第3条 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2第1項の表及び第2項の表の左欄に掲げる実施機関（法令の規定によりこれらの表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。）が行うこれらの表の中欄に掲げる事務並びに実施機関（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う特定個人番号利用事務とする。
2 別表第2第1項の表及び第2項の表の左欄に掲げる実施機関は、これらの表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、これらの表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	2 別表第2第1項の表及び第2項の表の左欄に掲げる実施機関は、これらの表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、これらの表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
3 実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報その他規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 実施機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

る場合は、この限りでない。

4 略

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この項において同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

第6条 略

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 略

別表第2 (第4条関係)

1 番号法別表第1の下欄に掲げる事務関係

略

2 略

別表第3 略

4 略

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この項において同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

第6条 略

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 略

別表第2 (第4条関係)

1 法別表第1の下欄に掲げる事務関係

略

2 略

別表第3 略